

平成24年9月7日（金曜日）

第3回松島町議会定例会会議録

（第1日目）

平成24年第3回松島町議会定例会会議録（第1号）

---

出席議員（17名）

1番	緑山市朗君	2番	佐藤皓一君
3番	高橋辰郎君	4番	伊賀光男君
5番	（欠番）	6番	高橋利典君
7番	渋谷秀夫君	8番	高橋幸彦君
9番	尾口慶悦君	10番	色川晴夫君
11番	赤間洵君	12番	太齋雅一君
13番	後藤良郎君	14番	片山正弘君
15番	菅野良雄君	16番	今野章君
17番	阿部幸夫君	18番	櫻井公一君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長	大橋健男君
副町長	高平功悦君
総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	熊谷清一君
財務課長	舘山滋君
企画調整課長	亀井純君
町民福祉課長	安部新也君
産業観光課長	阿部礼子君
建設課長	中西傳君
会計管理者兼会計課長	佐々木千代志君
水道事業所長	丹野茂君
危機管理監兼 環境防災班長	阿部祐一君
震災復興対策監	小松良一君
総務管理班長	佐藤進君

教 育 長	小 池 満 君
教 育 課 長	櫻 井 光 之 君
代 表 監 査 委 員	清 野 精 維 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長 櫻 井 一 夫 主 幹 佐々木 弘 子

---

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 4 年 9 月 7 日 (金曜日) 午前 1 0 時 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 会期の決定

9 月 7 日から 9 月 2 4 日まで 1 8 日間

〃 第 3 諸般の報告

〃 第 4 陳情第 1 号 松島地域集会施設の設置に関する陳情について (継続審査)

〃 第 5 報告第 8 号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について

〃 第 6 議案第 6 0 号 松島町東日本大震災復興特別区域法第 2 8 条第 1 項の規定に基づく  
準則を定める条例の制定について (朗読説明)

〃 第 7 議案第 6 1 号 松島町復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税  
免除に関する条例の制定について (朗読説明)

〃 第 8 議案第 6 2 号 集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について (朗読説  
明)

〃 第 9 議案第 6 3 号 工事請負契約の締結について (朗読説明)

〃 第 1 0 議案第 6 4 号 平成 2 4 年度松島町一般会計補正予算 (第 4 号) について (朗読説  
明)

〃 第 1 1 議案第 6 5 号 平成 2 4 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) につ  
いて (朗読説明)

〃 第 1 2 議案第 6 6 号 平成 2 4 年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) に  
ついて (朗読説明)

〃 第 1 3 議案第 6 7 号 平成 2 4 年度松島町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) について  
(朗読説明)

- 〃 第 1 4 議案第 6 8 号 平成 2 4 年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）  
について（朗読説明）
- 〃 第 1 5 議案第 6 9 号 平成 2 4 年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第 1 号）について  
（朗読説明）
- 〃 第 1 6 議案第 7 0 号 平成 2 4 年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第 1 号）  
について（朗読説明）
- 〃 第 1 7 議案第 7 1 号 平成 2 4 年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）につい  
て（朗読説明）
- 〃 第 1 8 議案第 7 2 号 平成 2 4 年度松島町水道事業会計補正予算（第 2 号）について（朗  
読説明）
- 〃 第 1 9 議案第 7 3 号 平成 2 3 年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について（朗読説  
明）
- 〃 第 2 0 議案第 7 4 号 平成 2 3 年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につい  
て（朗読説明）
- 〃 第 2 1 議案第 7 5 号 平成 2 3 年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて（朗読説明）
- 〃 第 2 2 議案第 7 6 号 平成 2 3 年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
（朗読説明）
- 〃 第 2 3 議案第 7 7 号 平成 2 3 年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて（朗読説明）
- 〃 第 2 4 議案第 7 8 号 平成 2 3 年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定について  
（朗読説明）
- 〃 第 2 5 議案第 7 9 号 平成 2 3 年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて（朗読説明）
- 〃 第 2 6 議案第 8 0 号 平成 2 3 年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につい  
て（朗読説明）
- 〃 第 2 7 議案第 8 1 号 平成 2 3 年度松島町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定につい  
て（朗読説明）
- 〃 第 2 8 報告第 9 号 平成 2 3 年度松島町健全化判断比率について
- 〃 第 2 9 報告第 1 0 号 平成 2 3 年度松島町資金不足比率について

---

本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

平成24年第3回松島町議会定例会を開会します。

ここで、町長より、議案第81号平成23年度松島町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について、内容を訂正したい旨の申し出が出され、議案の上程前ですので、議長としてはこれを許可しております。

訂正内容について説明させます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 松島町水道事業会計決算書の9ページの平成23年度松島町水道事業剰余金処分計算書（案）に誤りがありましたので、訂正させていただきたくお願いいたします。

なお、訂正箇所につきましては、お配りしている正誤表のとおりであります。詳細につきまして担当所長から説明させますので、よろしくをお願いいたします。大変申しわけございません。

○議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） それでは、訂正箇所の説明をさせていただきます。

決算書の9ページでございまして、平成23年度松島町水道事業剰余金処分計算書（案）でございまして。

訂正の内容につきましては、期間を削除するということでございまして。これにつきましては、前段で水道事業会計剰余金計算書には、23年4月1日から24年3月31日までの期間の記載がございまして。それに基づきまして剰余金処分計算書（案）を調整し、提案していることから、期間を掲載する必要がなかったということでございまして。以上でございまして。大変申しわけありませんでした。

○議長（櫻井公一君） それでは、皆さん訂正方よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせします。松島町 [REDACTED] です。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、17番阿部幸夫議員、1番緑山市朗議員を指名します。

---

## 日程第2 会期の決定

○議長（櫻井公一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月24日までの18日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月24日までの18日間に決定しました。

---

## 日程第3 諸般の報告

○議長（櫻井公一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長より挨拶と行政報告をお願いします。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 本日、第3回松島町議会定例会を開催するに当たりまして、挨拶と町政の諸報告をさせていただきます。

議員の皆様には、議会定例会にご参集をいただき、まことにありがとうございます。

初めに、昨年の東日本大震災に伴い被災した国民健康保険の被保険者に係る医療費窓口負担及び介護保険利用者負担金の免除につきましては、平成23年3月11日から平成24年9月30日まで、国の全面的な財政支援を受けて実施している状況であります。

しかしながら、被災した被保険者の生活は、いまだ厳しい状況が続いていることから、国の財政支援は8割にとどまる見込みであります。平成25年3月31日まで期間を延長し実施いたしますので、ご報告いたします。

また、8月17日から23日まで、東日本大震災に伴う松島町への継続的復興支援をしてくださっているアメリカ合衆国の団体、松島救済基金のご招待によるホームステイ事業に、小池教育長、松島中学校の生徒10名、引率教諭等が参加し、ノースカロライナ州の自然や体験学習、現地在住の学生との交流など、国際的な学習を行ってまいりました。また、ノースカロライナ州のチャペルヒル町長と面会し、ホームステイの継続や今後の松島町との交流事業等についてお話があり、松島町としても前向きに検討してまいりたいと考えております。

さて、本日提案いたします議案は、条例の制定等が3件、工事請負契約の締結が1件、平成24年度補正予算が9件、平成23年度決算認定が9件、報告事項が3件でございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますよう

お願い申し上げます。

それでは、お手元に配付してございます平成24年6月8日以降の町政の諸報告につきまして、簡単に述べさせていただきます。

会議等についてであります。6月8日に第2回松島町議会定例会を招集し、13日までの会期において、東北地方太平洋沖地震による災害被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の制定、平成24年度一般会計補正予算案等の議案をご審議いただき、ご承認をいただきました。

6月8日には議会全員協議会において、松島町災害公営住宅の整備について協議させていただきました。

6月22日から23日には、映画「じんじん」の松島ロケが行われ、公募で集まった町民等約200人がエキストラとして参加し、撮影を大いに盛り上げたところであり、震災後初の映画撮影で、映画の公開は復興に向かう松島の姿が発信されるよい機会であるというふうに思っております。

7月5日には、議会全員協議会において、松島町復興交付金事業計画の進捗状況等について協議させていただきました。

7月7日には、東日本大震災の復興に向け、平野復興大臣、宮城県知事等と住宅再建や産業再生に向けた復興まちづくりについて意見交換会が行われ、松島町の現状等を説明し、意見交換をしたところでございます。

7月8日には、松島町が共催し東北地理学会が主催する、2012年度東北地理学会第1回研集会「震災後の松島の新しい観光交流の可能性を考える～松島の自然景観とその成り立ち 松島ジオパークへの旅～」が開催され、松島を津波から守った松島の自然環境や、その成り立ちへの理解を深め、松島町が震災復興計画に盛り込んだジオパークの可能性について議論したところであります。

7月21日には、「日本三景の日」松島感謝祭が、松島海岸中央広場において開催され、仙台89ERSチアーズによるダンスや、伝統芸能の江戸太神楽など、たくさんの催し物が特設ステージで行われ、会場は大いに盛り上がり、来場者を楽しませ、また、まつの市の同時開催による地場産品の直売所も大盛況でございました。

7月25日から27日には、現在職員を派遣していただいている愛知県武豊町、及び震災直後に給水支援で来ていただいた三重県企業庁ほか6団体にお邪魔し、御礼並びに意見交換を行ってきたところであります。



7月31日には、第2回松島町議会臨時会を招集し、一級町道根廻・品井沼線道路災害復旧工事の工事請負契約の締結、平成24年度一般会計補正予算案等の議案をご審議いただき、ご承認をいただきました。また、臨時会終了後、議会全員協議会において、松島橋のかけかえ、松島町景観計画案について協議させていただきました。

8月6日には、秋田県にかほ市・松島町夫婦町締結25周年を記念し、記念モニュメントの除幕式・銀婚式を開催し、議員各位を初め約220名の方々に出席していただき、にかほ市、松島町両市長の交流を図り、今後もより一層の親善を深め、相互のさらなる反映を目指し、また災害における応急対策及び復旧・復興に係る相互応援を円滑に行うよう、夫婦町盟約書及び夫婦町災害時相互支援協定書を改めて締結したところであります。

8月8日には、三陸自動車道利府中インターチェンジと松島海岸インターチェンジ間に春日パーキングエリアが完成し、三陸自動車道では初の休憩施設を備えたパーキングエリアとして集客が期待されるところであります。

8月14日から16日までは、昨年に引き続き町内の若者が中心となって、故きを温ねて新しきを知るをテーマに「松島流灯会 海の盆」が開催され、盆踊りや灯籠流しなど、さまざまな催しが行われ、延べ4万2,000人の町民や観光客が会場に足を運び、夏のひとときを楽しみました。

8月18日から20日には、宮城国際ヒーローサミット2012が仙台市、石巻市、松島町を会場に開催されました。松島町では、松島海岸グリーン広場や中央公民館等におきまして、ご当地ヒーローコンベンション等さまざまな催しが行われ、延べ1万人の来場者があり、東日本大震災からの復興と被災者の元気と勇気を奮い起こすイベントとして盛り上がりました。

8月27日から9月2日までは、櫻井議長及び佐藤観光協会長等と、フランスのコンピエール市とシャルトル市で開催された第3回日仏自治体交流会議に参加してまいりました。この会議は、両国大使も出席する会議でございまして、日本から15自治体、フランスから27自治体の参加があり、日仏共通の話題を話し合い、両国の友好を深めるとともに、松島が有する歴史、文化、豊かな自然と震災から立ち上がる松島の姿をPRしてまいりました。会議終了後、バンヌ市にあります世界で最も美しい湾クラブ事務局を訪問し、入会に向けての打ち合わせをしてまいりました。この打ち合わせ中に、駐仏OECD吉川大使より電話があり、話をする機会がございました。大使より、「美しい湾クラブは観光振興という点に立脚すると、かなり有用性が高い。ぜひ日本からも入ってほしいと思っていた。そういった意味からすれば、松島の入会を大いに勧めたいし、歓迎もしたい」とのお誘いを改めて受けました。その後、

バンヌ市フランソワ・グラール市長を表敬訪問してまいりました。

8月28日には、復興庁峰久事務次官が来町し、松島町の復興交付金事業の現地視察及びまちづくり、復興の現状と課題について意見を交換を行ったところでございます。

8月29日には、宮城県後期高齢者医療広域連合運営会議が開催され、東日本大震災で被災した後期高齢者医療制度加入者の医療費窓口負担の免除措置を、平成25年3月31日まで半年間延長することについて、全会一致で決定したところであります。

9月4日には、東日本大震災からの復興に取り組む企業などを視察する「みやぎの復興現場訪問事業」が宮城県知事が来町し、松島海岸レストハウス及び主要観光スポットの被災からの復旧・復興状況を視察し、松島観光復興の現状と課題について意見交換を行ったところであります。

次に、要望等でございますが、6月14日、民主党幹事長等に対し、仙台塩釜港・石巻港・松島港の統合同体化に係る要望ほか3件につきまして要望書の提出を行っております。

このほかの諸報告は記載をもって説明にかえさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

○議長（櫻井公一君） これで、町長の行政報告を終わります。

議長の諸報告は、印刷してお手元に配付しております。概要だけ申し上げたいと思います。

出納検査・監査の報告についてであります。6月28日、7月24日、8月23日に例月出納検査の報告をいただいております。

請願・陳情・意見書等の受理ですが、意見書1件であります。内容は記載のとおりであります。

国・県に対する要望等であります。7月24日に東日本大震災に係る要望書を宮城県知事に提出しております。ほか1件であり、内容は記載のとおりであります。

行政視察であります。6月29日に愛知県東浦町議会より、会派の議員が来町しており、町の被災状況について視察しております。ほか2市町の議会が視察のために来町しております。

会議等であります。6月8日の平成24年第2回松島町議会定例会を含め総件数41件、各種会議、行事、委員会等がございました。詳細は記載のとおりでございます。

議会だよりの発行です。8月1日に「まつしま議会だより」第111号が発行されております。議会広報発行対策特別委員会の皆さんには、大変ご苦労さまでした。

委員会調査についてであります。7月10日から12日の日程で、第2常任委員会が石狩市、滝川市へ、同じく7月17日から19日の日程で、第1常任委員会が京丹後市、木津川市を視察し

ております。また、議会広報発行対策特別委員会は、8月28日から29日の日程で、山形県川西町議会を視察研修しております。

議員・委員派遣についてであります。7月25日から27日までの日程で、宮城県町村議会議員講座に延べ11名の議員を派遣しております。内容は記載のとおりであります。

8月23日から24日の日程で、宮城黒川地方町村議会委員長研修会へ3名の委員長を派遣しております。

8月27日には、東日本大震災復興セミナーが大和町で開催され、議員13名を派遣しております。内容は記載のとおりであります。

以上で、議長の諸報告を終わります。

次に、一部事務組合における議会報告を求めます。

初めに、宮城東部衛生処理組合議会の報告を求めます。今野 章議員。

○16番（今野 章君） それでは、宮城東部衛生処理組合議会第2回の定例会等につきまして報告をさせていただきます。

第2回の定例会は、7月3日午後3時から、組合事務所3階の大会議室で行われました。全員出席のもと開会をされました。

初めに、第1回定例会以降の行政運営につきまして、管理者の方から説明がされております。ごみの搬入状況及び容器包装リサイクル法の再商品化事業の状況、また焼却灰及び排ガス中の放射性廃棄物濃度の測定結果等について報告がございましたし、また各施設が順調に稼働しているとの報告もされたところであります。

議案につきましては、第2回定例会に付されました議案はございませんでした。ということで、行政報告のみで定例会を終わったということでございます。

その後、定例会終了後に、東日本大震災に伴う瓦れき等廃棄物の処理について懇談会と申しますか、というようなものがありまして、説明がございました。これにつきましては、この震災に伴いまして発生をいたしました廃棄物の処理、宮城東部ブロック、塩釜、多賀城、七ヶ浜町の処理を仙台港湾事業用地、前の東北スチール用地、ここで焼却処理を実施をすると言う内容で、そこで発生します焼却飛灰約2,800トン、東部衛生の森郷最終処分場及び塩竈市の中倉埋立処分場に搬入をする、という内容でございました。

そのほか、8月の10日には、これらの廃棄物処理と関連をいたしまして、多賀城市が委託をしております、同じこの仙台港湾事業用地にあるわけですが、中間処理業務をやっている鴻池組東北支店が委託をされてやっているわけですが、その中間処理業務を行って

る現地の視察と、それから宮城東部ブロック、先ほど申し上げました東北スチールで行われております焼却処分処理施設、これらを視察をしております。

以上申し上げまして、報告とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） ご苦労さまでした。

次に、塩釜地区環境組合議会の報告を求めます。片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） 報告させていただきます。

塩釜地区環境組合議会は、7月4日招集されまして、午後4時から開催されたところであります。

主にこの内容等についてご報告させていただきます。

まず、1つは業務報告であります。平成23年度の構成市町村2市3町の実績であります。これは、環境センターの業務報告になるわけですが、生し尿処理等についてでありました。これには9,755.84トンでありまして、前年度比より4.4%の増であったと報告を受けております。松島町を見ますと、3,777.89トンで、前年比より3.7%増であったと。増加した内容等については、東日本震災の影響があったものと考えられます。それから、乾燥汚泥の肥料の配分状況ではありますが、配布件数は2,188件で、リサイクル率は23年度で62.9%でありました。前年の配布件数は4,433件と、リサイクル率は97.5%と比較しますと、配布件数が2,245件であり、減ってきたというふうな報告を受けております。

第2に、それから平成23年度塩釜斎場業務の概要でございました。これは、構成市町が2市3町でありまして、1,820件であったと報告を受けております。仙台市ほかを加えた合計では2,392件であり、前年比より104件の増でありました。松島町を見ますと、198件で前年比より3件増であったというふうに報告を受けております。

それから、24年度の業務実績の中で、報告期間が、この報告は24年の4月から5月の2カ月間をとらえたものであります。生し尿処理の浄化槽汚泥等の搬入実績ではありますが、合計で2万80.58トンでありまして、前年比より125.43トンの減でありました。これは、松島町で見ますと、前年比より101.26トンの増であったというふうになっています。

それから、火葬の実績等につきましては、289件で前年比113件の減であったと、このことについては、前年に大震災があつて件数が増え、本年度は以前に戻ったものと判断される内容でありました。

次に、人事案件でありました。監査委員の任期でありました。7月2日をもちまして任期満了となった菅野昌治氏多賀城市監査委員の再任について、議会はこれに同意をしたところで

あります。

それから、条例の改正が1件であります。この条例改正等につきましては、外国人登録法の廃止に伴い所要の改正がされたものであり、これまで外国人は、外国人登録法によって同一家族の場合をもっても住民基本台帳は別々に管理されておりましたが、改正では住民基本台帳一括とすることとなったものであります。

今会議の全ての提案案件は、反対討論もなく、全て承認されたことを報告して、以上で事務組合の報告を終わります。

○議長（櫻井公一君） ご苦労さまでした。

次に、塩釜地区消防事務組合議会の報告を求めます。高橋幸彦議員。

○8番（高橋幸彦君） 私のほうから、消防事務組合の定例会の報告をさせていただきます。

平成24年度第2回塩釜地区消防事務組合の定例会が、平成24年7月4日午後1時より、塩釜地区消防事務組合の3階の大会議室で行われました。

定例会の概要ですが、まず会期を7月4日の1日間と決定いたしました。

諸般の報告で、まず例月出納検査の結果が書類にて報告され、その後に繰越計算書の報告がありました。

次に、専決処分の報告が管理者よりありまして、内容は、消防ポンプ自動車のコンクリート塀物損事故の損害賠償額の決定でございました。ちなみに多賀城市で起こった事故でございました。

続いて、行政報告が管理者と消防長よりありました。

次に、付議された案件が、議案第13号塩釜地区消防事務組合予防条例の一部を改正する条例が上程されまして、多少質疑がございましたが、原案どおり可決されました。

以上、報告を終わります。

○議長（櫻井公一君） ご苦労さまでした。

次に、吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合議会の報告を求めます。阿部幸夫議員。

○17番（阿部幸夫君） それでは、私のほうから平成24年度吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合の議会報告を申し上げます。

日時のほうは、平成24年7月3日、会期は1日間と決定しております。場所は大和町役場議場でございます。

今回は、初議会のため、議長、副議長の選出並びに議席の指定を行いました。議長には大和町の大崎勝治議員、副議長は大郷町の石垣正博議員に指名推選にて選出されました。また、

組合議員13名の議席指定も行ったところでございます。

専決処分承認に対しては2件でございます。本町でもありましたが、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の一部変更に対する規約について、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償審査会共同設置規約の一部変更についての規約について、承認をされております。

続きまして、認定第1号平成23年度吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合会計歳入歳出決算については、歳入済額148万9,123円、歳出総額98万5,413円、差引額50万3,710円で決算をしております。

議案第1号ですが、平成24年度吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合会計歳入歳出予算については、本年度歳入総額674万円、歳出総額674万円、主なものとしまして、市町村負担金123万5,000円について、松島町は4万5,000円の負担額となっております。

新規事業といたしまして、溜池機能診断劣化度調査費が建設推進費として500万円に対して、県補助率が150万円、残り350万円に対して加入している市町村が負担することになり、松島町は3.6%の12万6,000円負担となっております。

以上で、それも賛成多数で可決されております。

それから、同意、監査委員の選出でございますが、大衡村の遠藤秀悦氏、富谷町の高橋正俊氏が監査委員として同意なされました。

以上で報告を終わります。

○議長（櫻井公一君） ご苦労さまでした。

次に、宮城県後期高齢者医療広域連合議会の報告を求めます。緑山市朗議員。

○1番（緑山市朗君） ご報告をさせていただきます。

宮城県後期高齢者医療広域連合議会は、去る7月31日に全員協議会が、8月10日に平成24年第2回定例会が、いずれも宮城県自治会館において開催されました。

今次第2回定例会に提出された6議案のうち、主要案件は、後期高齢者医療制度施行4年度目に当たる平成23年度の一般会計及び特別会計の決算についてでありました。

広域連合の運営費を主なものとする一般会計の歳出は9億2,410万円で、平成22年度比31.5%、2億2,416万円の増、保険給付費がほとんどを占める特別会計の歳出は2,127億2,531万円で、平成22年度比0.4%、9億2,132万円の減でありました。被保険者である後期高齢者が年々増加していること等により、保険給付費が毎年度100億円近く増加してきているにもかかわらず、特別会計の歳出が全体として平成23年度に限り前年度比減となったのは、例年と

比べ基金積立金が約40億円、諸支出金が約30億円減少したことによるものであります。これすなわち、本県広域連合の財政運営の厳しさをすべからく表しているものと理解しているところであります。

民主党政権は、公約として掲げていた本医療制度の廃止のための法案の提出を今国会で見送り、本制度のあり方を社会保障制度改革国民会議の論議に委ねることとしたわけですが、この結果、本医療制度は従来にも増して全く先行き不透明な状況に陥ったと言わざるを得ません。このような状況の中、本県広域連合における本医療制度の運営は、財政の厳しさを抱え、今後果たしてどのようになされていくのか、その動向について注視をしていく必要があると考えるものであります。

なお、今次定例会に提出された6議案につきましては、全て賛成全員で原案可決されました。

ところで、さきのマスコミ報道のとおり、また先ほどの町長報告にもありましたが、去る8月29日、東日本大震災の被災者に対する医療費一部負担金、すなわち窓口負担金の免除措置について、本県広域連合として、来年3月末まで6カ月間延長することを決定しました。ただし、保険料の減免措置については、本年9月末で終了。しかし、当該免除措置の費用につきましては、国による財政支援が8割なので、残りの2割を各自治体が負担することとなりました。窓口負担金免除措置の半年間延長と、財政支援2割カット及び保険料減免措置の打ち切りの国の方針は、7月24日に発表されましたが、これに対しまして、両措置につき継続と全額支援を行うよう求める意見書を、本県広域連合議会としても、議員提案による全会一致で決定し、8月10日国へ提出したところであります。しかし、残念ながら結果的には国の2割カット8割支援の既定方針は覆ることにはならなかった次第であります。

以上で報告とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） ご苦労さまでした。

以上で一部事務組合議会の報告を終わります。

---

#### 日程第4 陳情第1号 松島地域集会施設の設置に関する陳情について（継続審査）

○議長（櫻井公一君） 日程第4、陳情第1号松島地域集会施設の設置に関する陳情についてを議題とします。

本件につきましては、平成24年第2回定例会に陳情が提出され、第1常任委員会に付託し、継続審査となっておりますので、委員長より審査報告を求めます。6番高橋利典議員。

○第1常任委員長（高橋利典君） それでは、第1常任委員会の陳情の審査の報告をいたします。

陳情の件名として、陳情第1号松島地域集会施設の設置に関する陳情について。

審査の期日・場所、平成24年6月25日、第1委員会室。現地として、松島町蛇ヶ崎右7の2、住宅空き家の町所有物件であります。

出席委員は、記載のとおりであります。

出席を求めた参考人、松島区長高橋儀一、松島第10地区行政員上野和泰、松島第13地区行政員内海成美ほか地区役員の方々であります。

採択の結果、全会一致で採択すべきものと決せられました。

審査（陳情）の内容について。

松島区10地区、13地区の区民はコミュニケーションを大切にしており、東日本大震災、台風15号においても一致協力して活動し、事故防止に努めてきている。

しかしながら、一時避難所、また皆で集まる施設がなく、協力体制をとるまでに時間を要するなど、集会の場が必要と考えている。

そこで区内でいろいろと検討した結果、蛇ヶ崎右7の2（数年前まで、居住していた場所）の建物と敷地が町所有財産となっている空き家を整備、一部改修して当座の集会施設として使用させていただきたいと、区民の意見がまとまりました。

なお、10地区、13地区とも高齢者がふえており、集会所まで遠いとの意見が多数あることから、暫定的な集会施設として利用ができるよう、陳情の内容であります。

委員会の審査の内容。

陳情第1号松島地域集会施設の設置に関する陳情について、陳情者の松島区長、松島第10地区行政員、第13地区行政員ほか数名、現地での立ち会いのもと、現地調査による審査を行いました。

松島行政区10地区、13地区の現状について、表にまとめました。現状、10地区、13地区、備考の順に読み上げたいと思います。

世帯数、107世帯、72世帯、系179世帯。

総人数、約280人、約210人、約490人。

最寄りの集会所、垣ノ内集会所またはほほえみの家、帰命院集会所。

役員会などの会議、行政員宅並びにほほえみの家、行政員宅並び帰命院集会所。

年回の会議数、約6回、約6回。

災害時の避難場所として第一小学校体育館、第一小学校体育館。

自主防災組織、役場には届けていないが組織はある、検討中。



建物の現状。建物の面積は、物件の面積は47.61平方メートルになっており、建築年が不明であるが、耐震性は安定している。

空き家の整備としては、7項目ほかが挙げられました。

入り口のスロープに改修、内装・ふすまの修理、台所の内装の修理・システムキッチンへの改修、トイレの改修、屋根・外壁の修理、畳をフローリングに改修、庭を整地し、スロープによる駐車スペースの確保など、修繕が必要となってくる。

委員会の意見として、委員会としては、最寄りの集会施設まで距離があつたり、他地区の集会所を利用しながらコミュニティーを図るなどしている。災害時の一時的な避難場所としての集まる施設がなく、相互の協力体制に時間を要するなど、自助、共助、公助からも施設の必要性を感じた。

また、松島10地区、13地区における行政区の世帯数や総人数からしても、集会施設の必要性はあると判断した。暫定的な集会施設としての活用要望であるが、機能を十分に果たせる集会施設として利用できることが望ましいと意見であります。以上であります。

○議長（櫻井公一君） 報告が終わりました。

報告につきまして、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより陳情第1号を採決します。

陳情に対する委員長報告は採択すべきものであります。

原案を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、陳情第1号松島地域集会施設の設置に関する陳情については採択することに決定されました。

---

日程第5 報告第8号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について

○議長（櫻井公一君） 日程第5、報告第8号和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について報告を求めます。朗読、説明、議会事務局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 報告第8号

和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について

平成24年7月2日午前8時30分ごろ、松島町根廻字上山王6番地の27、松島町保健福祉センター東側駐車場において、介護予防事業参加者の送迎のため公用車を後退させたところ、駐車していた車両に接触し、相手方車両の前方バンパー等が損傷した。

この事故に関する損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項として下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

平成24年9月7日提出

松島町長 大橋 健 男

#### 記

##### 1. 和解内容及び損害賠償額

町は■■■■■■氏に対し、損害賠償（車両修理費）として25万131円を支払うものとする。

##### 2. 損害賠償の相手方

■■■■■■  
■■■■■■  
以上です。

○議長（櫻井公一君） 説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 報告第8号和解及び損害賠償の額の専決処分についてご報告を申し上げます。

平成24年7月2日午前8時30分ごろ、松島町根廻字上山王6番地の27、松島町保健福祉センター東側駐車場において介護予防事業参加者の送迎のため公用車を後退させたところ、駐車していた車両に接触し、相手方車両の前方バンパー等が損傷いたしました。

これに関して車両修理費として相手方に対し、損害賠償額25万131円を支払うことで和解が成立し、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項として平成24年8月10日専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

○議長（櫻井公一君） 報告事項について質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。  
16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 今回だけでなく、毎定例会ごとに何かこの損害賠償のやつ、出てくるということで、大変だなと。特に、今回などは駐車していた車両にバックでぶつかっている

ということで、とまっている車にぶつかるわけですから、まさに注意していなかったと、こういうことになるのかなと思うんですが、町としてその車両の運転業務をしている職員の皆さんが、臨時の方もいらっしゃるのかなと思いますけれども、どういう安全指導といたしますか、この間やってきたのか、余りにも多いのではないかと、そんなふうに印象を持っておりますので、その辺ひとつお聞かせをいただきたいし、今後の指導のあり方についてもお話しいただければというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） 事故に関しましては、大変な申しわけなく思っております。指導といたしますか、それに関しては注意喚起するという事で、課長会議等での話、あと朝礼等の話ということでお話しはしていますけれども、事故は一向に減らないというか、逆にふえています。この案件の後に、事実3件の事故が発生しております。1件が物損、1件が自損ですけれども、もう1件が自転車の接触と、そういう実態でありますので、今後に関しましては、事故を起こした方に関しては、何らかの講習に参加してもらおうとか、あとは運転手全体を対象にした講習会を開くと、そういう手立てをしようかなとは考えていますけれども、ただ、いずれにしても運転手自身の意識の問題というのは非常に大きいものですから、特に注意喚起に力を入れてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） これまでもそういうお話で、ずっと注意喚起をするんだと、こういうことで来たんだと思うんですよ。本当に現場のところで、課長さんたちの集まりの中ではそういう話になって、やろうということになっているんでしょうけれども、現場のところで本当に課長さん方から、そういう話がきちんとされているのかどうかということも、私はあるのではないかなと。その辺どうなのでしょう。具体的に、ひとつ一つの課でそういうことが本当にやられているのか、その辺確認したことはございますか。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） その辺は、申しわけございませんけれど、確認はしておりません。ただ、町長も朝礼の中で、全体の中で言っていますので、その辺は職員一人一人が、これだけまた事故を起こしまして、意識はしているのではないかなと思っております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） どうしたらなくなるのか、これはなかなか大変な仕事だというふうには私は思うんです、確かにね。ただ、やっぱり今お話聞いたら、財務課ところで、ではそれぞ

れのところでどういう対応しているんだというところまでつかんでいないと、こういうお話もあるわけですね。ですから、やっぱりそういう意味では、やっぱりもっと下でどうなっているんだろうかというところまで含めて把握をしていかないと、改善が進んでいかないのではないかなというふうに私は思います。ぜひそういう点では、もう少し後を細かく追っていただいて、注意の喚起もしていただきたいというふうに思いますので、これは起こしてしまったのはしょうがないかなとは思いますが、これは当然相手のいることですから、賠償は当然出てくるわけで、ただ本当に、今回なんかは本当にあれですよ、駐車しているやつにぶつかっているわけですから、本当にそういう意味では、まさに注意不足というしか言いようがない内容ですから、ぜひそういう点では徹底をしていただきたいということは要望しておきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） この公用車の事故について、これまでにないぐらい起きているということで、私も重要視しまして、朝の職員の集会にも説明しましたし、またお話しのように、組織立った系統的な対策というのが必要だというふうに認識してございます。震災のあったせいなのかどうなのか、よくわかりませんが、何かこの史上最大という規模で起きていますので、これはしっかりと対応していくのが役場、町長としての務めかというふうに思っております。お言葉をしっかりと受けとめて対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 3番高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） 簡単に。事故を起こされた方は、臨職、正職員どちらか。2つ目、事故後の処置として、きちんと事故報告書をとっているのかどうかお聞きします。

○議長（櫻井公一君） 答弁、館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） この議案の事故を起こした方は臨職でございます。あと、続きまして3件と言いましたので、それに関しましては全員職員でございます。

それで、あと事故報告に関しましては、保険の関係もありますし、必ずすぐに報告書はいただくようにしております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） では、ほかに受けます。色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 今町長から、史上最高に多いというようなことで、爆笑になったわけですが、この暑さの関係もあると思うんですけど、こういうことは松島ばかりではないと思うんですね。ほかの役場関係、そういうところもあると思うんです。車が多ければ人数も多いし、比例するのかなと。それで、こういった状況を調べていただいて、この成果

が上がっているところ、事故が少なくなっている、そういう事例ですね、ちょっと皆さんお忙しいと思うんですけども、探して、それでこの松島にも適用するべきではないかと思うんです。こういうとき史上最高なんて、とんでもない話なので、もし人身事故でなければ、これ物損事故だからいいんです。仮に人身事故で、これ人を殺したなんていったら大変なことになるわけでございますので、その辺含めて、ほかの役場のところも調べて、成果が上がっているところはどのように成果が上がっているかと、そういうことを調べながら対策を練ってほしいなど、こう思っておりますけれど、いかがでしょうか、担当は。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 役所といえども、公用車の台数等含めて事業所として安全運転管理者、あと副管理者を置かなければならないということもあります。ですから、役所だけでなく、そういう組織もありますので、事業所も含めてそういうのを調査して、安全運転管理者などで優良事業所とかよくありますけれども、表彰される事例とかありますけれども、そういうのも調べながら進めていきたいと思えます。

○議長（櫻井公一君） ほかにございますか。2番佐藤皓一議員。

○2番（佐藤皓一君） 頻発しております。これ対策、ある程度ははっきりしています。生産工場などで労働災害というのも起こるんですけども、それから交通事故というのも世間にいっぱいあります。起こす人が決まっています。これは、福利厚生なんかに関わる人たちの間では、ある程度定説というか常識になっています。起こさない人はほとんど起こしません。起こす人が頻繁に起こす。したがって、これ何というんでしょう、配置転換というか、この仕事の割り振りをすればはっきり成果が出るんです。できるかどうかは問題ですけども、これくらい頻繁に起こると、本気で取り組むんだったらそこまでいかないとはだめではないかなと思えますけれども、その辺の情報のキャッチ、それから対策に踏み込むかどうか、お答えをいただけるならばお願いします。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 実際、人身事故とかそういうのも、接触事故も8月にありまして、今示談の交渉をしているところなんです。ただ、今回余り大きすぎると、多すぎるということで、過去数年間のを調べてみました。佐藤皓一議員が言われる同じ人というのは見当たらずで、全て別な人です。ですから、同じ人がなつてはいませんが、確かに配置転換は別にしても、いろいろな喚起とかそういうのは改めて、ちょっと色川議員が言われた、事業所としてちゃんとしているところとか、そういうのを調べて進めていきたいと思えますの

で、よろしくお願いします。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。（「はい、終わり」の声あり）

ほかにございますか。（「なし」の声あり） 質疑なしと認め、報告を終わります。

日程第6からは、今度は朗読説明が続くわけでございますけれども、ここで議事進行上、休憩をとりたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 再開は11時10分といたします。

午前10時55分 休憩

---

午前11時10分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

---

日程第6 議案第60号 松島町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項に基づく  
準則を定める条例の制定について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第6、議案第60号松島町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項  
の規定に基づく準則を定める条例の制定について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 議案第60号

松島町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を  
定める条例の制定について

松島町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を次のよ  
うに定める。

平成24年9月7日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋健男君） 議案第60号松島町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基  
づく準則を定める条例の制定について、提案理由を申し上げます。

今回の条例制定につきましては、平成24年5月25日に変更認定を受けた認定復興推進計画  
（ものづくり産業版）における松島町復興産業集積区域において、工場立地に係る緑地等規  
制の緩和を受けるため、東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づき、現行の

工場立地法準則にかわる準則を条例で定めるものです。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

---

日程第7 議案第61号 松島町復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画  
税の課税免除に関する条例の制定について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第7、議案第61号松島町復興産業集積区域における固定資産税及び  
都市計画税の課税免除に関する条例の制定について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 議案第61号

松島町復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に  
関する条例の制定について

松島町復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例を次の  
ように定める。

平成24年9月7日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋健男君） 議案第61号松島町復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税  
の課税免除に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

平成24年2月9日、宮城県と松島町を含む県内34市町村が企業立地や投資の促進、雇用の創  
出を図るために共同で作成した復興推進計画が内閣総理大臣の認定を受けました。これによ  
り課税免除の内容を条例で規定した場合、固定資産税の課税免除した減収相当額が国の財政  
支援措置の対象になることになりました。また、都市計画税につきましては、実務上固定資  
産税と一体のものとして取り扱っていることなどから、課税免除の対象とし、東日本大震災  
復興特別区域法及び東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除又は不均一課税  
に伴う措置が適用される場合等を定める省令の制定を考慮し、5箇年度分に限り対象施設等  
に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除をするために、地方税法の規定により条例の制  
定を提案するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） それでは、松島町復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例の概略につきまして、条例に関する説明資料により説明いたします。

まず、この条例は復興特区法に基づき内閣総理大臣の認定を受けた計画に基づいて実施する復興推進事業について、税の優遇措置を定めたものであります。

それでは、条例に関する説明資料の1ページをお開き願います。

条文ごとの概略について説明いたします。

1ページの第1条は、この条例の趣旨を規定したものであります。

第2条については、次ページの黒丸の課税免除の要件で説明いたします。2ページをお開き願います。

課税免除の対象者は、松島町の指定を受けた個人事業者または法人であり、この指定事業者が対象区域、復興産業集積区域、4ページから6ページまでこの区域に関しては資料を添付してございます。この区域において事業用設備等開発研究要資産または再投資設備等の対象施設等を、平成28年3月31日までの間に新設または増設した場合に、当該対象施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度以降5箇年度に限り、固定資産税と都市計画税について減免措置を適用するための規定であります。

第3条につきましては、課税免除申請期限を法定納期限前7日と規定したものであります。

なお、法定納期限とは、固定資産税の場合、第1期の納期限となります。

隣の4ページの第4条は、免除の取り消しができる場合の既定で、第5条は規則への委任規定であり、施行規則で定める内容については、提出書類の様式類を予定しております。

また、この条例は、公布の日から施行するものとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

---

日程第8 議案第62号 集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
(朗読説明)

○議長（櫻井公一君） 日程第8、議案第62号集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について（朗読説明）を議題とします。



議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 議案第62号

集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年9月7日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第62号集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、蛇ヶ崎集会所を設置し、愛宕支館及び北松島公会堂を廃止するために改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

---

日程第9 議案第63号 工事請負契約の締結について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第9、議案第63号工事請負契約の締結について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 議案第63号

工事請負契約の締結について

平成24年8月20日入札に付した松島中学校体育館大規模改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年松島町告示第26号）第2条の規定により議会の議決を求める。

平成24年9月7日提出

松島町長 大橋 健 男

記

1. 工 事 名 松島中学校体育館大規模改修工事
2. 契約の方法 条件付き一般競争入札による契約
3. 契約金額 金1億8,585万円

4. 契約の相手方 宮城県塩竈市清水沢3丁目11番31号

株式会社鈴木工務店

以上です。

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第63号工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の工事は、松島中学校体育館を改修し、雨漏りの抜本的対策として、屋根改修、外壁改修等を実施し、生徒の安心安全な教育環境整備を行うものであります。

去る8月20日に入札に付し、議案のとおりをもって請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、屋根改修、外壁改修、受電設備改修を実施し、あわせて中学校体育館として使いやすいものとするために、放送設備、排水設備、柔道場・剣道場の改修、アリーナやステージの全面改修を予定しております。

工期は、平成25年2月28日であります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

---

日程第10 議案第64号 平成24年度松島町一般会計補正予算（第4号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第10、議案第64号平成24年度松島町一般会計補正予算（第4号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 議案第64号

平成24年度松島町一般会計補正予算（第4号）

平成24年度松島町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億4,027万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億3,785万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成24年9月7日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第64号平成24年度松島町一般会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成23年度決算に伴う繰越金及び宅地かさ上げ等支援事業並びに平成24年8月24日付交付可能額通知のありました東日本大震災復興交付金等について補正するものであります。

歳出につきましては、8ページをお開き願います。

2款総務費1項6目財産管理費につきましては、東京都より宮城県を通じ、震災復興支援として車両3台の無償提供の申し出を受け、その車両に係る経費を補正するものであり、また庁舎建設基金積立金について増額するものであります。8目企画費につきましては、復興支援定住促進事業補助金について、当初予算にも計上しておりましたが、当初予算を上回る件数の申し込みとなっていることから40件分を増額するものであります。14目退職手当組合負担金につきましては、今年度、4月退職者1名及び9月末勸奨退職予定者1名分について補正するものであります。16目震災復興基金費につきましては、平成23年度における復興支援定住促進事業補助金の不用額について、震災復興基金に積み立てるものであります。17目東日本大震災復興交付金基金費につきましては、8月24日付で交付可能額通知のありました東日本大震災復興交付金全額を積み立てるものであります。18目復興推進費につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施します松島地区安全・安心なまちづくり基盤整備事業について補正するものであります。19目集会施設建設費につきましては、高城コミュニティセンター建設に係る実施設計業務及び用地購入費並びに蛇ヶ崎集会所整備事業について補正するものであります。

2項1目税務総務費につきましては、緊急雇用創出事業の震災対応事業における臨時職員雇用に伴う経費について補正するものであり、2目賦課徴収費につきましては、町税等還付金について、今後見込まれる還付金額について補正するものであります。

10ページをお開き願います。

4項3目宮城海区漁業調整委員会委員選挙費及び4目鶴田川沿岸土地改良区総代選挙費につきましては、執行経費の確定に伴い減額するものであります。

3款民生費1項1目社会福祉総務費につきましては、東日本大震災に伴う災害見舞金の支給について、現時点での未申請者に対し申請者と同様の措置をするため、当該世帯の見舞金について補正するものであります。6目保健福祉センター管理費につきましては、保健福祉センターへの太陽光発電・蓄電池設置工事費について補正するものであります。

2項7目児童福祉施設費につきましては、夕陽が丘児童遊園の用地について、昨年土地開発基金により取得しておりますが、今回一般会計において買い取りするものであります。

11ページから12ページへわたります。

3項1目災害救助費につきましては、災害廃棄物処理事業として、山形県酒田市への災害廃棄物広域処理焼却業務及び災害廃棄物仮置場作業用重機等借上料等について補正するものであります。

4款衛生費1項2目予防費につきましては、これまで「小児まひ」の予防として集団で投与してきたポリオ生ワクチンについて、平成24年9月より不活性化ポリオワクチンとなり個別接種となることから、予防接種委託料を補正するものであります。

5款労働費1項2目労働諸費につきましては、緊急雇用創出事業において若年未就職者の雇用促進を図るため、町内宿泊施設へのおもてなし向上推進事業について増額するものであります。

6款農林水産業費1項3目農業振興費につきましては、農産物放射性物質測定検査に係る事務費について補正するものであります。4目農地費につきましては、東日本大震災の影響により、吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合が管理する嘉太神溜池の余水吐けが破損したことから、劣化度調査費に要する負担金について補正するものであります。5目園芸振興費につきましては、11月3日に埼玉県比企郡滑川町で開催されます「滑川まつり」へ参加し、松島産カキ等について出店する経費について補正するものであります。

2項2目林業振興費につきましては、東日本大震災に伴い、宮城県で実施しております森林病虫害等防除事業のヘリコプター機材が流出し、事業実施が不可能となったことから、今年度の空中散布に係る経費を減額するものであります。

7款商工費1項3目観光費につきましては、双観荘の空調設備について、老朽化に伴い交換を要することから、空調設備の整備費を補正するものであります。

14ページをお開き願います。

8 款土木費 2 項 3 目道路新設改良費につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施します松島地区避難路整備事業について補正するものであります。

6 項 5 目住宅環境整備費につきましては、東日本大震災により地盤沈下の被害を受けた区域における住宅の浸水対策を促進するため、宅地のかさ上げ等の工事を実施する方に対し補助金を交付するために補正するものであります。

10 款教育費 1 項 2 目事務局費につきましては、今年度末勸奨退職予定者 1 名分について補正するものであります。

3 項 1 目中学校管理費につきましては、中学校への太陽光発電・蓄電池設置工事費について補正するものであります。

4 項 2 目公民館費につきましては、公民館大規模改修事業に伴い、成人式典を中央公民館で実施することができないため、会場借上料について補正するものであります。

5 項 4 目給食施設費につきましては、給食の賄い材料の放射性物質測定検査に係る事務費及び東日本大震災の影響により調理施設のボイラー等について機器が損傷したため、ボイラー等交換工事費を補正するものであります。

16 ページをお開き願います。

11 款災害復旧費 1 項 2 目農業用施設災害復旧費につきましては、平成 23 年発生災害復旧事業において、今後の事業を執行するに当たり、仙台地方振興事務所、鶴田川沿岸土地改良区、松島町の三者で協議した結果、事業主体変更を行い、鶴田川沿岸土地改良区で一部事業を実施することになったために減額するものであります。

歳入につきましては、3 ページをお開き願います。

1 款町税 2 項 1 目固定資産税につきましては、本年度の償却資産の総務大臣配分の確定によるものであります。

10 款地方特例交付金及び 11 款地方交付税の普通交付税につきましては、本年度の交付額の確定によるものであり、震災復興特別交付税につきましては、東日本大震災復興交付金事業及び災害等廃棄物処理事業並びに災害復旧事業の一般財源分を精査し補正するものであります。

15 款国庫支出金 2 項 1 目民生費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました災害等廃棄物処理事業に対するものであります。

4 ページをお開き願います。

3 目農林水産業費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しましたが、農業用施設災害復旧事業の事業主体変更に伴い減額するものであります。4 目土木費国庫補助金につきましては

は、歳出でご説明しました高城コミュニティセンター建設事業に対するものであります。6目東日本大震災復興交付金につきましては、交付可能額通知を受け補正するものであります。

16款県支出金2項3目衛生費県補助金につきましては、青年健康診査として実施しております、18歳以上39歳以下の住民の健康診査に対する財源として、被災者健康支援事業費補助金の内示に伴い補正するものであり、再生可能エネルギー等導入事業費補助金につきましては、歳出でご説明しました保健福祉センター及び松島中学校の太陽光発電・蓄電池設置工事費に対するものであります。4目労働費県補助金につきましては、歳出でご説明しました緊急雇用創出事業に対するものであります。5目農林水産業費県補助金につきましては、歳出でご説明しましたが、今年度の空中散布の中止に伴い減額するものであります。6目商工費県補助金につきましては、歳出でご説明しました放射性物質測定検査に係る事務費に対するものであります。

3項1目総務費委託金につきましては、宮城海区漁業調整委員会委員選挙費の確定に伴い減額するものであります。

19款繰入金1項特別会計繰入金につきましては、平成23年度決算等に伴う繰越金について財源を精査し、各種特別会計から繰り入れするものであります。

6ページをお開き願います。

2項3目震災復興基金繰入金につきましては、歳出でご説明しました復興支援定住促進事業及び宅地かさ上げ等支援事業に対し繰り入れするものであります。4目東日本大震災復興交付金基金繰入金につきましては、第3次配分として決定し実施する事業に対し繰り入れするものであります。

20款繰越金につきましては、平成23年度決算に伴い補正するものであります。

21款諸収入5項2目雑入の鶴田川沿岸土地改良区総代選挙費交付金につきましては、執行経費の確定に伴い減額するものであり、財団法人宮城県市町村振興協会市町村交付金につきましては、東日本大震災復興支援分に係る交付金として交付されたことに伴い増額するものであります。

22款1項3目土木債につきましては、歳出でご説明しました高城コミュニティセンター建設事業に対するものであり、6目臨時財政対策債につきましては、本年度普通交付税の算定結果に基づき精査するものであります。

これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を増額するものであります。

また、校務システムリースにつきましては、債務負担行為を設定させていただくものでありま

す。この債務負担行為につきましては、当初校務システムを発注しようとした段階で、債務負担行為が必要であることがわかり、今回設定するものであります。

なお、東日本大震災復興交付金事業及び宅地かさ上げ等支援事業につきまして、震災復興対策監より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） それでは、東日本大震災復興交付金の第3次配分の状況につきまして、資料に基づき説明をさせていただきます。

今回の第3回申請につきましては、7月5日の議会全員協議会におきまして説明させていただいておりますとおり、根廻磯崎線における美映の丘から運動公園東側入口までを整備区間とする高城・磯崎地区避難路整備事業、運動公園から根廻地区の国道45号までを整備区間とする避難拠点支援路整備事業、西行戻しの松公園周辺の避難路3路線を整備する松島地区避難路整備事業、西行戻しの松公園を避難に資する避難場所として整備する松島地区安全・安心なまちづくり基盤整備事業の4事業につきまして、6月26日に内閣総理大臣に申請しております。

申請に対する交付可能額が8月24日に通知されまして、申請4事業のうち、資料1に記載しておりますとおり、松島地区避難路整備事業、また松島地区安全・安心なまちづくり基盤整備事業の2事業における調査設計費分として、交付対象事業費4,573万円に対し3,429万7,000円の交付金が配分されており、15款国庫支出金6目東日本大震災復興交付金に歳入計上しております。各事業の内容につきましては、歳入における主要事業説明資料に記載しておりますとおり、各計画事業における測量及び設計業務を行うものでございます。

次に、資料2についてでございます。こちらにつきましては、第2回交付金配分に伴う補正予算として6月議会にも提出しておりますが、1月26日の議会全員協議会時点において予定しておりました交付金事業の全体計画の事業一覧を基準といたしまして、各計画事業の採択状況を示したものでございます。今回の配分事業は、3ページのナンバー23の2、4ページのナンバー37の2の事業となっており、各ページ上段に配分の時期別の色分け、凡例に基づきオレンジ色で着色しております。また、今回の配分事業の番号は、既に記載されております松島地区等避難路整備事業、また復興町づくり支援施設整備事業、これはパノラマハウスでございます、の関連事業ということで、23の1、23の2、37の1、37の2というように枝番号を付しております。また、各行における上段記載の内容は当初計画の内容、下段朱書き

の内容は事業計画の申請または採択された内容となっており、当初計画から変更になっている場合のみ朱書きさせていただいております。

なお、全体計画における事業数は、今回の2事業を追加いたしまして、先ほどの枝番号の事業を1事業と数えまして、62事業となっております。第1回から第3回までに配分された事業は、資料2の事業分類を基準にいたしますと62事業のうち31事業が採択となっており、7ページ合計欄のとおり交付金の配分事業費ベースでは15億1,151万3,000円、交付金ベースでは12億2,056万3,000円となっております。これまで採択となっていない事業の対応につきましては、各事業の備考欄に、今後の対応等の概要を記載してありまして、復興交付金とは別の補助制度で対応するもの、事業内容を再考し、復興交付金事業として継続検討するもの、単独事業として取り組むものなどに分類しております。

資料3につきましては、復興庁における配分状況の公表資料となっております。記載のとおり、主な配分状況の内容、市町村別の配分状況、防災集団移転促進事業など生活関連事業の着手状況等の内容となっております。

東日本大震災復興交付金事業の資料説明につきましては以上でございます。

続きまして、宅地かさ上げ等支援事業につきまして説明させていただきます。主要事業説明資料をごらんいただきたいと思っております。

本事業は、東日本大震災により地盤沈下の影響を強く受けている沿岸部で浸水のおそれがある地域における住宅等の浸水被害対策を促進するとともに、被災した宅地等所有者の生活再建の負担の軽減を図るため、宅地等の防災対策を行う方に対して、宅地のかさ上げ等事業費補助金を交付するものでございます。

今回の補正額につきましては、補助金の交付事務に要する需用費、役務費として14万円、宅地のかさ上げ等事業費補助金として、40件分として4,000万円、合計で4,014万円を計上しております。財源につきましては、補助金交付分の4,000万円につきましては、東日本大震災復興基金交付金を充当しております。

次に、補助金制度の内容でございます。資料2枚目の松島町宅地かさ上げ等事業費補助金の概要をごらんいただきたいと思っております。

1の趣旨につきましては、先ほどの説明で冒頭で申し上げた内容のとおりとなっております。

2の交付対象者につきましては、①、②の2つの要件の両方とも満たす方となっておりますが、宅地等が漁業集落防災機能強化事業などの他の公共事業により盛り土等かさ上げ工事が行われる場合は、補助金の交付対象としないこととしております。



要件の①といたしましては、東日本大震災の被災者で、住家及び事業所の建物または宅地が受けた損害の程度が一部損壊以上の方または特に町長が認めた方としております。なお、住家及び事業所の建物の定義は記載のとおりでございます。

要件の②としては、東日本大震災による地盤沈下の影響を強く受けている沿岸部で浸水のおそれがある地域において、宅地のかさ上げ、の住宅等建物の基礎のかさ上げなど、宅地等の防災対策工事を行う方となっております。沿岸部で浸水のおそれがある地域につきましては、資料3枚目の宅地かさ上げ等支援事業対象区域図のとおりとしております。沿岸部で東日本大震災の津波で浸水被害を受けた地域、今年の台風等の大雨により浸水被害を受けた地域及びそれらの周辺を含めた約136ヘクタールとなっております。なお、現段階における漁業集落防災機能強化事業によりかさ上げ等が予定されている地域は、区域図右下の手樽地区のうち黄色で着色された箇所となっております。この箇所につきましては、本支援事業の対象外となります。

それでは、資料2枚目に戻っていただきまして、中ほどにあります宅地及び基礎のかさ上げの目安について説明をさせていただきます。

東日本大震災での本町の地盤沈下の状況は、地域により若干のばらつきはありますが、平均して概ね50センチ沈下していると想定されております。宅地の盛り土、既存宅地等の基礎のかさ上げ高は50センチ以上としております。また、新築・建てかえの基礎の地上からの立ち上がり高さ、いわゆる地面からの基礎の高さを50センチ以上としております。

次に、3の対象経費についてでございます。対象経費につきましては、①の住宅等の新築・建てかえを行う際の宅地のかさ上げ及び基礎のかさ上げ工事に要する経費、及び②の既存住宅等の盛り土及び基礎のかさ上げ工事（揚げ家・引き家）に要する経費となっております。なお、新築・建てかえにおける住宅等の基礎のかさ上げにつきましては、建築確認における木造住宅の基礎の高さが30センチ以上となっておりますので、最低基準の30センチを超える部分を補助対象としております。

4の補助金の額につきましては、交付対象経費総額の2分の1に相当する額で、100万円を限度としております。

5の補助事業の期間につきましては、平成24年10月1日から平成30年3月31日までとしております。

平成24年10月1日からの施行で計画しております。

なお、本制度につきましては、東日本大震災があった平成23年3月11日以降の対象事業にも

遡及して適用することとしております。

資料の説明につきましては以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

---

日程第11 議案第65号 平成24年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第11、議案第65号平成24年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 議案第65号

平成24年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成24年度松島町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,307万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億5,904万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年9月7日提出

松島町長 大橋健男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。

○町長（大橋健男君） 議案第65号平成24年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成23年度決算に伴う一般会計繰出金及び一般被保険者療養費等の増に伴う療養費並びに東日本大震災に伴う被災者の減免申請による国民健康保険税の償還金等について補正するものであり、これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

---

日程第12 議案第66号 平成24年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算

(第1号) について (朗読説明)

- 議長 (櫻井公一君) 日程第12、議案第66号平成24年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) について (朗読説明) を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

- 事務局長 (櫻井一夫君) 議案第66号

平成24年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)

平成24年度松島町の後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ286万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,427万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年9月7日提出

松島町長 大橋 健 男

- 議長 (櫻井公一君) 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

- 町長 (大橋健男君) 議案第66号平成24年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成23年度決算に伴う一般会計繰出金及び後期高齢者医療広域連合納付金について補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長 (櫻井公一君) 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

---

日程第13 議案第67号 平成24年度松島町介護保険特別会計補正予算 (第2号) について (朗読説明)

- 議長 (櫻井公一君) 日程第13、議案第67号平成24年度松島町介護保険特別会計補正予算 (第2号) について (朗読説明) を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

- 事務局長 (櫻井一夫君) 議案第67号

平成24年度松島町介護保険特別会計補正予算 (第2号)

平成24年度松島町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,113万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億4,540万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年9月7日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第67号、平成24年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成23年度決算に伴う一般会計繰出金及び東日本大震災に伴う介護保険料の減額免除並びに食費・居住費の減額免除に伴う償還金等について補正し、これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

---

日程第14 議案第68号 平成24年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算  
（第1号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第14、議案第68号平成24年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 議案第68号

平成24年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度松島町の介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ524万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年9月7日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第68号平成24年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成23年度決算に伴う繰越金を介護保険特別会計へ繰り出しするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

ここで、昼に議運の開催も考えておりますので、少し早いんですが昼食休憩に入りたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、昼休憩といたします。再開を13時といたします。

午前11時44分 休 憩

---

午後 1時00分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

会議に入ります前に、6番高橋利典議員、歯の治療のために席を外しておりますので、ご報告申し上げます。

---

日程第15 議案第69号 平成24年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） それでは、日程第15、議案第69号平成24年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 議案第69号

平成24年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）

平成24年度松島町の観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金

額は、「第1表 歳入予算補正」による。

平成24年9月7日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第69号平成24年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成23年度決算に伴う繰越金について補正し、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

---

日程第16 議案第70号 平成24年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算  
（第1号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第16、議案第70号平成24年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第1号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 議案第70号

平成24年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第1号）

平成24年度松島町の松島区外区有財産特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ183万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年9月7日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第70号平成24年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、松島区の前年度繰越金について補正し、松島区の区有財産へ積み立てするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

---

日程第17 議案第71号 平成24年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第17、議案第71号平成24年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 議案第71号

平成24年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成24年度松島町の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,119万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億4,411万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年9月7日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第71号平成24年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成23年度決算に伴う繰越金を一般会計へ繰り出しするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

---

日程第18 議案第72号 平成24年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第18、議案第72号平成24年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 議案第72号

平成24年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 平成24年度松島町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成24年度松島町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。

科目、第1款水道事業費用、既決予定額5億8,590万7,000円、補正予定額2,313万8,000円、計6億904万5,000円。

第3項特別損失、既決予定額ゼロ、補正予定額2,313万8,000円、計2,313万8,000円。

上記以外の予算、既決予定額5億8,590万7,000円、補正予定額ゼロ、計5億8,590万7,000円。

第3条 予算第4条本文括弧書中「9,131万3,000円は、減債積立金とりくずし額1,790万円、過年度分損益勘定留保資金7,341万3,000円」を「6,753万9,000円は、減債積立金とりくずし額1,790万円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額101万8,000円、過年度分損益勘定留保資金4,862万1,000円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入。

科目、第1款資本的収入、既決予定額360万1,000円、補正予定額2,377万4,000円、計2,737万5,000円。

第5項固定資産売却代金、既決予定額ゼロ、補正予定額2,377万4,000円、計2,377万4,000円。

上記以外の予算、既決予定額360万1,000円、補正予定額ゼロ、計360万1,000円。

平成24年9月7日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第72号平成24年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、水道事業所跡地売却処分に伴い、1款資本的収入5項固定資産売却代金2目固定資産売却代金について必要所要額を増額し、あわせて収益的支出の1款水道事業費用3項特別損失2目固定資産売却損に帳簿価格に対する損失額を計上するものであ



ります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

お諮りをします。日程第19、議案第73号から日程第27、議案第81号までは、平成23年度各種会計決算認定に関する議案であり、関連がございますので、一括議題とし、一括して提案理由の説明を求めたいと思います。なお、議案の朗読については省略いたします。このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

---

日程第19 議案第73号 平成23年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について  
(朗読説明)

日程第20 議案第74号 平成23年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について (朗読説明)

日程第21 議案第75号 平成23年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について (朗読説明)

日程第22 議案第76号 平成23年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について (朗読説明)

日程第23 議案第77号 平成23年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について (朗読説明)

日程第24 議案第78号 平成23年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定について (朗読説明)

日程第25 議案第79号 平成23年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定について (朗読説明)

日程第26 議案第80号 平成23年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について (朗読説明)

日程第27 議案第81号 平成23年度松島町水道事業会計決算認定について (朗読説明)

○議長（櫻井公一君） 日程第19、議案第73号から日程第27、議案第81号までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 平成23年度松島町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の剰余金の処分及び決算を上程いたしておりましたので、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

平成23年度の日本経済状況は、足踏み状態から再び持ち直しに転じつつある中で、ギリシャに端を発したヨーロッパの政府債務問題や、歴史的な円高問題、さらには東日本大震災等の大規模かつ広範囲な自然災害の影響により、非常に厳しい状況でありました。こうした状況の中での予算執行となりましたが、議員各位からのご助言、ご協力によりまして、予算計上いたしました各種事業、施策を的確に実施できましたことに御礼を申し上げる次第でございます。

また、各種会計の決算審査につきまして、清野、菅野両監査委員に詳細な審査をしていただきましたことに対し感謝申し上げます。両委員からご指導をいただきました点につきましては、今後の町政運営に反映させてまいります。

さて、決算書及び関係資料につきましては、既にお手元に配付しておりますので、詳細は省かせていただきまして、決算の概要を説明申し上げます。

まず初めに、平成23年度一般会計の決算につきましては、歳入総額97億6,668万1,000円に対し、歳出総額94億321万1,000円となり、歳入歳出差引額3億6,347万円をもって決算いたしております。

歳入歳出総額から繰越明許費繰越額1億5,450万円を差し引き、2億897万円が実質収支額となっております。この実質収支額のうち、1億1,000万円を地方自治法の規定により基金繰り入れをするものであります。

平成23年度予算に対する歳入の収入率は88.74%、歳出の執行率は85.43%となっております。

町税につきましては、前年度に比し、調定額で2億2,440万円、収入済額で1億8,208万円とそれぞれ減額となり、徴収率は1.17ポイントの増となりました。

それでは、歳出の主な事務事業につきまして説明申し上げます。

議会費につきましては、議会運営経費等であります。

総務費の一般管理費につきましては、職員の資質や政策形成能力を高めるための研修や福利厚生事業を実施しております。

広報広聴費につきましては、広報紙などで町政や町の動きをお知らせするとともに、地域に密着した最新の情報の提供に心がけてまいりました。

また、広報誌のほか、ホームページを活用して、東日本大震災による被災者に対する生活再建への支援制度の周知を徹底するとともに、定例の行政相談所のほか、仙台弁護士会等と連携して臨時相談所を設け、住民の日常生活での苦情や困り事の相談、東日本大震災の伴う法律相談を開催し、住民生活の不安の解消に努めました。

財産管理費につきましては、入札監視委員会の開催、庁舎の維持管理及び普通財産の管理等を行いました。

企画費につきましては、甚大な被害を受けた東日本大震災からの復旧・復興に向けて各種施策を実践するために、7回にわたる震災復興会議や震災復興計画検討会議を開催し、震災復興計画を策定し、長期総合計画第三次基本計画と連携を図りながら事業の推進を図りました。

また、景観計画策定作業を進めるとともに、松島海岸における店舗再建や寺町構想区域内での景観配慮を呼びかけ、景観形成に努めました。

さらには、復興支援定住促進事業補助金を交付し、半壊以上の世帯の町外への転出を防ぐとともに、町外からの以上促進に努めました。

交通安全費につきましては、交通安全施設整備工事として、シングルカーブミラーの新設を8カ所、シングルカーブミラーの撤去再設を3カ所、ダブルカーブミラーを2カ所新設しております。

また、区画線工事として停止線を延長6メートル、「止まれ」の路面標示を3カ所、延長20メートル実施し、交通事故防止に努めました。

さらに、幼児・児童・高齢者を交通事故から守るため、交通安全指導員による定期的な街頭指導や交通安全教室を実施してまいりました。啓発事業といたしましては、飲酒運転撲滅運動に重点的に取り組み、交通安全協会松島支部及び松島町交通安全母の会と連携して、提供事業者への訪問及びリーフレットを配布し、飲酒運転根絶を呼びかけております。

諸費につきましては、行政区長等の移動研修会を開催し、岩手県滝沢村における自治会組織によるまちづくりの取り組みについて研修を行いました。

町民バス運行費につきましては、町民バス運行業務として、交通空白地区への移動手段の確保と第二小学校及び第二幼稚園のスクールバスとして、また夏休みのプールの送迎も含めて、児童等の通学手段の確保に努めました。

施設管理費につきましては、集会施設の玄関サッシ、湯沸かし器等の修繕を実施しております。

地上デジタル放送無線共聴施設管理費につきましては、地上デジタル放送受信困難エリアに

対して受信・送信合わせて11カ所を整備し、難視聴解消の整備を実施しております。

集会施設建設費につきましては、東日本大震災の影響により繰り越した本郷ふれあいセンターの環境整備工事を平成23年4月28日に、高城コミュニティセンターの実施設計を同年7月29日に完了しました。

戸籍住民基本台帳費につきましては、町民の利便性向上を図るため、週の初日の窓口延長及び東日本大震災の被災者支援のため、土日の窓口開設を実施し、諸証明の交付事務を実施いたしました。

また、虚偽の届け出防止や住民票の写し等の請求等において、本人確認を厳格に行い、諸証明の交付等を適正に実施しました。

さらに、戸籍の電算化は、戸籍謄・抄本の発行などの事務処理時間が大幅に短縮され、行政の効率化と住民サービスの向上に寄与しました。

選挙費につきましては、7月には任期満了による農業委員会委員一般選挙が執行されましたが、無投票となりました。9月には東日本大震災により延期されました松島町長選挙、11月には同じく延期されました宮城県議会議員一般選挙が執行されました。

民生費の社会福祉総務費につきましては、地域社会の福祉向上を図るため、松島町社会福祉協議会を初め、福祉団体等の事業に対する助成を実施したほか、高齢者や障がい者への外出支援として、タクシー利用及び燃料費の助成事業を実施しました。

また、東日本大震災の被災者支援としまして、見舞金、義援金及び災害弔慰金の支給並びに災害援護資金の貸し付けを行い、生活再建の支援に努めました。台風15号災害においても、見舞金の支給と災害援護資金の貸し付けを行っております。

障害者福祉費につきましては、障害者自立支援法に基づき、自立支援給付、医療給付、補装具費支給及び日常生活用具給付などの支援事業を実施し、障がい者やその家族に対して生活に密着した支援に努めました。

また、地域活動支援センター及び希望園の改修工事、空調設備工事を行い、施設の環境整備を実施しました。

老人福祉費につきましては、本格的な高齢化社会の中、介護予防と在宅福祉サービスに重点を置き、元気で生きがいを持った生活を安心して営んでもらえるよう事業を行いました。

ねんりんピック推進費につきましては、10月に開催いたします第25回全国健康福祉祭宮城・仙台大会（愛称、ねんりんピック宮城・仙台2012）において、松島町がサッカー交流大会の開催地となっており、円滑な運営及び推進ができるよう準備を行いました。

児童措置費につきましては、家庭生活における経済的安定を図るため、中学校修了前までの児童の養育者に対して子ども手当の支給を実施しております。

保育所費につきましては、保育における子どもの健全な発達を図ることを目的に、通常保育のほか延長保育を実施し、また、良好な保育環境整備の一環として、暖房設備等設置工事、テラス屋根張りかえ工事等を実施しました。

子育て支援事業費につきましては、各種相談や仲間づくり支援事業、各種イベントを実施し、安心して楽しく主体的な子育てができるように支援するとともに、関係機関や地域と連携し、児童虐待や障がい児支援に積極的に取り組みました。

児童福祉施設費につきましては、垣の内児童公園内に、新たにスカイロープ（ターザンロープ）設置工事を実施しております。

災害救助費につきましては、東日本大震災により公共交通機関が全て停止したことから、住民の通勤通学と、医療機関への受診のための交通手段の確保として、仙台市及び塩竈市へ1日4往復の臨時バスを4月22日まで運行しました。

また、震災により発生した約8万1,000トンの災害廃棄物の処理事業の実施と、損壊家屋等601件の解体業務を実施しております。

震災により被害を受けた住宅で、484件について屋根・基礎・外壁等の応急修理を実施し、一部損壊住宅修理補助金につきましては、住宅を50万円以上修理した方を対象に74件の補助金を交付しております。また、震災に係る埋火葬等給付事業、応急仮設住宅（民間賃貸住宅）の入居の対応業務を行いました。

保健衛生総務費につきましては、保健・医療・福祉の連携を図りながら、各ライフサイクルに合った健康プランの推進に努め、町民の健康づくりを支援いたしました。

予防費につきましては、健康増進法及びがん対策基本法に基づく各種検診並びに予防接種法に基づく予防接種を行いました。

特に、予防接種につきましては、接種機関が平成23年3月末まででありましたが、東日本大震災により同年9月まで延長し、できるだけ接種するよう勧奨等を行いました。

母子衛生費につきましては、平成21年度から妊婦健康診査の受診票交付枚数をふやしておりますが、平成23年度も検査項目を追加し、妊婦の経済的負担の軽減を図りました。

環境衛生費につきましては、各地域で実施したごみの清掃活動等で収集したごみの処理並びに公衆衛生組合連合会、環境美化推進員の協力のもと、町内一斉清掃に使用する防疫殺虫剤の配布及び不法投棄防止啓発看板設置、さらには早期発見のためのパトロール活動を実施し

ました。

塵芥処理費につきましては、町内194カ所に設置している生活系ごみ集積所からの収集を行うとともに、ごみ分別及びリサイクル等に関する啓発活動を通じて、ごみの減量化を実施しております。

勤労青少年ホーム費につきましては、東日本大震災の影響で閉館していた図書室の開館が6月となり、利用者数及び貸し出し冊数が減少しましたが、ITルームを初めとする施設利用者数は増加となっており、今後とも利用者の利便に配慮してまいります。

労働諸費につきましては、若年未就職者の雇用促進を図るため、町内の宿泊施設や観光関係事業所へ、おもてなし向上推進事業業務を委託し、就職支援に努めました。

農業振興費につきましては、水田農業構造改革対策による「松島町地域水田農業ビジョン」に基づき、産地づくり対策事業を推進し、県営ほ場整備事業実施地区を主とした担い手組織による、大豆、飼料作物及び飼料用米の集団転作を9組織で実施し、91.7ヘクタールが実施されました。

また、県営事業である銭神地区のかんがい排水事業の測量設計及びストックマネジメント事業として、高城川地区ポンプ場補修並びに不来内地区機能保全計画策定業務を実施しております。

生産調整につきましては、291.7ヘクタールが実施され、実施率は100.7%で円滑な生産調整ができました。

平成23年度の農業者戸別所得補償対策につきましては、404戸で550ヘクタールの申請がありました。

さらに、地産地消の推進につきましては、松島町地産地消実行委員会による年4回の「まつの市」、10月の「産業まつり」が開催され、安心、安全な地場産の農林水産物の提供と生産者と消費者の交流が図られました。

また、7月の「日本三景の日」への参加、11月の「大漁カキまつり」等への参加で観光産業との連携もなされました。

農村整備事業につきましては、ほ場整備事業の松島東部地区については工事の完了となりました。土手外地区は暗渠排水工を5.9ヘクタール、下志田地区は56.5ヘクタールの暗渠排水工と附帯工が実施されました。

また、吉田川左岸の大崎市側水田であります銭神地区のかんがい排水事業及び高城川地区用水機場補修事業につきまして、新規事業に着手しており、測量設計を実施しております。

林業振興費につきましては、長松園等の維持管理の実施と特別名勝松島の松林の景観の保持のため、地上散布42.93ヘクタール、伐倒駆除事業も宮城県及び近隣3市3町の連携のもとに実施し、松くい虫被害拡大の防止に努めました。

水産業振興費につきましては、松島湾でのアサリ、カキの養殖事業への支援を行いました。

漁港整備事業費につきましては、平成23年度で磯崎漁港整備事業が完了予定でしたが、東日本大震災により事業が中止となっております。被害が大きかったことから、平成23年度は応急復旧を実施し、今年度より本格的な復旧事業が行われております。

商工業振興費につきましては、商工会が行う経営強化対策の支援、中小企業振興資金融資に係る保証料補給とともに、東日本大震災で被災した商工業者に対して、災害再建資金の貸し付けを行い、商工業者の被害の対応と経営安定のための支援に努めました。

市町村消費者行政活性化事業につきましては、消費生活講習会を開催したほか、若者や高齢者への啓発品を配布し、消費生活に関する知識や理解の促進を図りました。

また、町内において、結婚を望む若者が自分に合った相手を見つけることができる機会を得られるよう、商工会青年部と連携し、出会いサポート支援事業を実施しました。

観光費につきましては、松島観光における東日本大震災からの復興を全国にPRするため、観光協会を中心とした各種イベントの開催、さらには松島観光復興PR事業を初めとする観光誘客宣伝に努め、特に7月から翌年3月に開催した仙台宮城（伊達な旅）観光復興キャンペーンでは、初開催となる「松島流灯会海の盆」や、恒例の「紅葉ライトアップ」を初めとしたイベント開催により、元気な松島観光を情報発信しました。

また、「おもてなしづくり」や「地産地消による食の提供」など、産業界の連携による観光基盤強化体制づくりの推進に努めました。

ふるさと雇用再生事業では、観光協会へ松島町外国語ツール作成業務及び伊達文化魅力再発見業務を委託し、3人を雇用して、観光案内とともに、観光ルートの企画や周遊マップづくりなどを実施しました。

松島もっともっとPR事業では、松島ファンクラブの会員298名に対し、松島の魅力を情報発信しました。

また、松島海岸放生池汚泥除去業務委託や外国語併記案内看板整備工事等を実施し、松島海岸周辺の環境整備を図りました。

道路維持費につきましては、道路補修・看板設置・除草等維持管理業務を実施しております。

また、側溝改良工事及び舗装補修工事を実施しております。

道路新設改良費につきましては、繰越分を含め、上層路盤工事及び歩道整備工事並びに案内看板設置工事を実施しております。

都市計画総務費につきましては、バランスのとれた計画的な土地利用を図り、緑豊かな潤いのある都市の創造に努めました。

木造住宅等震災対策事業費につきましては、一般木造住宅に係る耐震診断助成事業及び耐震改修工事助成事業を実施しております。

消防費につきましては、消火栓用ホース及び管鎗等の消防用資機材の更新を実施するなど、防火対策の強化に努めております。

災害対策費につきましては、東日本大震災を教訓として、緊急メール連絡網の整備を図るとともに、公共施設、避難所等33カ所の施設に防災行政無線個別受信機を設置し、情報の伝達の強化を図っております。

また、災害時に発電機が不足し、在宅酸素療法者の方々が酸素療法器の使用に支障を来したことから発電機を購入し、各地域に設置するとともに、避難所用給水タンク購入等を実施しております。

さらには、行政区長を初めとする住民の方々との話し合いを通じ、震災の記録・検証等を行い、防災強化に努めております。

教育費につきましては、平成23年度「松島町教育基本方針」に基づき、やさしく、たくましく、児童生徒の育成と学校施設の速やかな復旧に努め、学校安全管理の推進及び防災教育の推進を図りました。

また、東日本大震災により被災した学校施設の本格復旧工事に着手するとともに、平成22年度より建設した松島第一小学校体育館の供用を11月から開始し、安全で安心な学校教育環境整備に努めました。

震災による心のケアや就学支援、幼児の体力づくり事業を実施するとともに、夫婦町のかほ市教育委員会から講師を招聘し、学力向上研修会を開催し、小中学校教職員の資質向上に努めました。

学校給食センターにつきましては、速やかに学校給食を再開するとともに、七ヶ浜町に学校給食調理支援を行い、復興支援にも努めました。

社会教育総務費につきましては、地域活動や生涯学習団体活動の育成推進、子供たちの芸術鑑賞や創作活動事業、保護者向けの家庭教育支援事業の推進などに努めました。大震災復興支援では、世界的な音楽家等による演奏会を開催することができ、心の復興に寄与しました。



文化財保護費につきましては、瑞巖寺本堂下の埋蔵文化財に係る試掘調査を実施した結果、中世円福寺の遺構が確認され、その成果を公開し、町内外の多くの方に見学していただきました。

中央公民館につきましては、東日本大震災による復旧工事を6月までに行い、各種大会や講座については一部中止しましたが、徐々に利用がふえ、10月ごろには平常時の利用となり、町民文化祭では小学生や高校生を含めた復興のエールとなる演技が披露されました。

東部地域交流センター及び手樽地域交流センターにつきましては、東日本大震災に係る修繕等のため例年どおり利用できず、東松島市の被災者の避難所等として利用しました。

温水プールにつきましては、4月30日まで避難所として活用し、また、プールの水を浄化しながら町民の重要な給水ポイントとしての役割を果たしました。

スポーツ振興といたしまして、運動公園に指定管理者制度を導入し、民間の事業者によるさまざまなノウハウを生かした自主事業の展開を実施しております。

子供の体力向上策としましては、「子供の体力とスポーツへの意識の高揚」を目的として、コーディネーショントレーニングを導入し、体を動かす楽しさを通して、幼児の体力やバランス感覚向上に努めました。

災害復旧費につきましては、東日本大震災及び台風15号で被災した農業用施設、公共土木施設、住宅施設及び公立学校施設等の災害復旧工事等を実施しております。

続きまして、各特別会計の決算について申し上げます。

国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額19億6,940万1,000円に対し、歳出総額18億5,958万9,000円となり、歳入歳出差引額1億981万2,000円をもって決算を行っております。

国民健康保険事業の健全な運営、町民の福祉の増進と適切な医療給付等に努めるとともに、東日本大震災の被災者支援として、医療機関での被保険者の窓口負担免除及び国民健康保険税の減免を実施しました。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額1億4,681万5,000円に対し、歳出総額1億4,384万9,000円となり、歳入歳出差引額296万6,000円をもって決算を行っております。

後期高齢者医療制度の運営主体である宮城県後期高齢者医療広域連合との連携のもと、市町村事務とされている保険料決定通知書の引き渡しや保険料徴収事務、各種申請書等の受付事務を行うとともに、東日本大震災の被災者支援として、一部負担金免除申請及び保険料減免申請受付事務を実施しました。

介護保険特別会計につきましては、歳入総額13億5,315万1,000円に対し、歳出総額12億

9,577万5,000円となり、歳入歳出差引額5,737万6,000円をもって決算を行っております。

「第5期介護保険事業計画」策定の年にあたり、日常生活等に関するアンケート調査を実施しました。これらの町民の皆様の意見をもとに、介護保険運営協議会において、平成24年度から26年度までの3年間の計画を策定し、あわせて介護保険料の見直しも行っております。

本町におきましては、高齢化率が県内でも高い水準にあり、高齢化はますます進んでおります。

しかし、さまざまな教室を行うことにより、身体機能を低下させず、健康の保持増進を図り、要介護状態になることを予防しております。

地域包括支援センターにおきましても、身近で対応する相談機関として住民のニーズに合わせた相談支援に努め、ひとり暮らしの高齢者及び高齢者世帯の見守り訪問等も行い、住みなれた地域において生活ができるように支援しました。

また、徘徊等で所在不明となった認知症高齢者を速やかに発見し、安全の確保を図れるよう、松島町はいかいSOSネットワークの運用を開始しました。

介護サービス事業特別会計につきましては、歳入総額430万5,000円に対し、歳出総額420万7,000円となり、歳入歳出差引額9万8,000円をもって決算を行っております。

介護保険における要支援認定者に対し、適切なサービスが提供できるように、サービス事業者との連絡調整を図りました。

観瀾亭等特別会計決算につきましては、歳入総額7,052万8,000円に対し、歳出総額6,553万3,000円となり、歳入歳出差引額499万5,000円をもって決算を行っております。

歳入歳出総額から繰越明許費繰越額112万9,000円を差し引き、386万6,000円が実質収支額となっております。

観瀾亭費につきましては、瑞巖寺灯道やお月見会での夜間営業を実施し、季節に応じた茶菓のサービス提供などで誘客に努めました。

また、観瀾亭あんどん看板の設置、雨戸改修工事及び石積撤去・設置工事を実施し、観光施設の環境整備を図りました。

福浦橋費につきましては、カフェベイランドで松島産カキ、アナゴ料理の提供など、地場産品のPRにも努めたほか、製氷機等を購入し、観光客へのサービス向上に努めました。

災害復旧費につきましては、観瀾亭庭園等災害復旧工事及び福浦橋仮復旧工事等を実施し、施設の安全確保を図りました。

松島区外区有財産特別会計の決算につきましては、歳入総額161万8,000円に対し、歳出総額

132万2,000円となり、歳入歳出差引額29万6,000円をもって決算を行っております。

歳入につきましては、土地の貸付収入及び積立金からの繰り入れ及び利子収入が主なものであります。

歳出につきましては、松島区有地及び高城区有地の管理費用が主なものであります。そのほかは、財産積み立てを行ったものであります。

下水道事業特別会計につきましては、歳入総額10億8,127万4,000円に対し、歳出総額10億1,335万1,000円となり、歳入歳出差引額6,792万3,000円をもって決算を行っております。

歳入歳出総額から繰越明許費繰越額4,573万2,000円を差し引き、2,219万1,000円が実質収支額となっております。

歳出の主なものにつきましては、汚水処理施設である松島浄化センター等の運転管理であります。

総流入汚水処理量177万1,000立方メートルとなり、汚水処理に要した経費は3億2,305万5,000円であり、1立方メートル当たりの汚水処理原価は279円となっております。

雨水排水施設につきましては、排水ポンプ場11カ所の運転管理により降雨時等の対応を行っております。

下水道施設整備としては、汚水系で初原・愛宕処理分区の面整備として、繰り越し事業の三居山二準幹線ほか築造工事、三居山二枝線ほか築造工事及び初原準幹線築造工事を実施しており、磯崎処理分区への公共下水道切りかえとして長田地内取付管布設工事を実施しております。

雨水系では、普賢堂雨水ポンプ場電気設備更新工事を実施しております。

また、東日本大震災により被災した下水道施設及び雨水排水施設の応急復旧工事を実施しており、下水道施設で5カ所、雨水排水施設で8カ所の応急復旧工事を実施しております。

なお、公債費においては、元金並びに利子として5億9,978万5,000円を償還しております。

水道事業会計の剰余金の処分につきましては、平成24年4月より地方公営企業法の一部改正に伴い、法定積立金の積立義務が廃止され、条例の規定または議会の議決により利益及び資本剰余金の処分が必要となりました。

利益及び資本剰余金の処分につきましては、当年度未処分利益剰余金6,710万3,000円について、企業債償還金の財源として減債積立金に積み立てすべく、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づきご提案申し上げるものであります。

次に、水道事業会計の決算であります。平成23年度水道事業の業務量につきましては、年

度末給水人口が1万5,247人、年度末給水戸数5,511戸、年間総配水量227万1,000立方メートル及び年間有収水量160万2,000立方メートルでありました。

水道事業収益につきましては5億2,192万3,000円となり、東日本大震災による水道料金減免のため、前年度より8,603万円の減少となっております。

水道事業費用につきましては5億2,909万8,000円となり、東日本大震災の影響により、二子屋浄水場等運転に要する経費が増加したものの、県広域水道の供給基本料金の減免等もあり、前年度より66万6,000円の減少となりました。

この結果、収益的収支では717万5,000円の純損失が生じました。

資本的収入及び支出につきましては、東日本大震災の影響により、災害復旧事業を優先させ、必要最低限の事業を実施することとし、施設整備計画策定や配水管実施設計、配水管布設がえ工事を実施しました。

資本的収入0円に対し、資本的支出が3,870万9,000円となり、差引不足額3,870万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金及び減債積立金の取り崩し等により補填しております。

東日本大震災の対応につきましては、災害復旧事業の修繕費は4,040万6,000円となり、修繕引当金から3,848万2,000円を取り崩し、経費に充当しております。

以上が水道事業会計の決算であります。今後もなお一層の需要者へのサービスに努めてまいります。

ただいま、一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算状況の概要について説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げまして説明とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 以上で、議案第73号から議案第81号までの提案理由の説明が終わりました。

---

日程第33 報告第10号 平成22年度松島町健全化判断比率について

日程第34 報告第11号 平成22年度松島町資金不足比率について

○議長（櫻井公一君） お諮りします。日程第28、報告第9号及び日程第29、報告第10号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による、平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告であり、関連がございますので、一括して報告を求めたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。報告第9号から報告第10号までの報告を求めます。  
朗読、議会事務局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 報告第9号

平成23年度松島町健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成23年度松島町健全化判断比率を監査委員の意見を付し別紙のとおり報告する。

平成24年9月7日提出

松島町長 大橋 健 男

続きまして、報告第10号

平成23年度松島町資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成23年度松島町資金不足比率を監査委員の意見を付し別紙のとおり報告する。

平成24年9月7日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 報告第9号平成23年度松島町健全化判断比率についてご報告申し上げます。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が、平成19年6月22日に公布され、本格的に、平成21年4月1日から施行となりました。法第3条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付し、平成23年度松島町健全化判断比率の4指標について報告いたします。

実質赤字比率につきましては、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、また、連結実質赤字比率については、松島町の全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、両比率とも実質赤字がない黒字のため、同法第3条第3項の規定による宮城県知事への報告様式に準じ、「<sup>なし</sup>」と記載しております。

また、実質公債費比率につきましては、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、平成18年度からの地方債の許可制度から協議制度への移行に伴い、平成17年度の決算から新たな指標として算定しておりましたが、財政健全化法の施行に伴い、4指標の中に移行され、11.1%と昨年度に比べ比率が下がっております。

なお、健全化法での早期健全化基準は25%であります。地方債の許可・協議団体の判断基準は、これまでどおりの18%であります。

将来負担比率につきましては、健全化法の施行に伴い、新たに算出した指標であり、松島町の一般会計の地方債現在高等のみならず、特別会計への地方債償還に充てる一般会計繰出見込額及び一部事務組合・広域連合等の地方債償還負担金など、平成23年度以降に一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、50.9%と昨年度に比べ下がっております。

なお、配付資料につきましては、後ほど担当課長から説明させます。

以上で、平成23年度松島町健全化判断比率についての報告とさせていただきます。

続きまして、報告第10号平成23年度松島町資金不足比率についてご報告申し上げます。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が、平成19年6月22日に公布され、本格的に、平成21年4月1日から施行となりました。法第22条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付し、平成23年度松島町資金不足比率について報告いたします。

資金不足比率につきましては、地方公共団体が直接、社会公共の利益を目的として経営する企業で、松島町では、地方公営企業法の適用を受けている水道事業会計及び地方公営企業法に準じた観瀾亭等特別会計、下水道事業特別会計が該当し、各公営企業ごとの営業収益に対する資金不足の割合であり、平成23年度決算で資金不足額がない（黒字）のため、同法第22条第3項において準用する同法第3条第3項の規定による宮城県知事への報告様式に準じ、各会計において「<sup>なし</sup>」と記載しております。

また、備考欄の数値につきましては、法律施行規則の様式に準じ、事業の規模を記載しており、営業収益の額（営業収益に相当する収入額）から受託工事収益の額（これは受託工事収益に相当する収入額）を控除した額となっております。

なお、資金不足比率については、各公営企業ごとの資金不足比率（経営健全化基準）が20%を超えると一般会計等と言う早期健全化基準に該当し、経営健全化計画の策定が必要となります。

なお、配付資料につきましては、後ほど担当課長より説明させます。

以上で、平成23年度松島町資金不足比率についての報告とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） それでは、報告第9号及び第10号につきまして、配付資料タイトル健全化判断比率等についての参考資料、A4判の横長の資料でご説明いたします。

まず、この資料の1ページをお開きください。

1ページの健全化判断比率の状況であります。健全化判断比率としての4つの財政指標に

については、町の財政状況を客観的にあらわすもので、国が示した計算方法により求めるものであります。この結果、4つの比率はここに記載してあるとおりであります。また、この4つの比率は、このページの下を表に表記してある早期健全化基準及び財政再建基準には至っておらず、数字上は健全な状態であると言えます。

2ページ以降に、この比率を求める際の基礎となる項目と金額などを記載しております。2ページをお開き願います。

2ページの左上の表が、一般会計等に生じている赤字の大きさを示す実質赤字比率を求めたもので、その他の表が松島町の全会計に生じている赤字の大きさを示す連結実質赤字比率を求めたものであります。計算の結果、ともにマイナス表記になっております。このことは、赤字は生じていない、つまり黒字であるということになります。

次に、3ページをお開き願います。

3ページのこの表は、地方債などの負担の大きさを示す実質公債費比率を求めたもので、3年間の平均であらわすものとなっております。①から⑱までの数字は、国の統計資料である決算統計や、普通交付税算出の際に使用する数字などから求めたもので、これをもとに国が示した計算方法で算出したものであります。

次に、4ページをお開き願います。

4ページの表は、将来負担比率を求めたもので、この将来負担比率は、地方債や債務負担行為に係るものや、松島町が負担する一部事務組合の公債費残高など、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化して計算するものであり、その計算の結果は、このページの下表のとおりとなっております。

次に、5ページから7ページにつきましては、公営企業法の適用を受ける水道事業会計並びに同法に準ずる観瀾亭等特別会計、下水道事業特別会計の資金不足比率を求めるものであります。

6ページをお開き願います。

6ページの資金不足比率は、資金不足額を営業収益または営業収益に相当する収入の額などの事業規模で除して求めるものであり、その結果、プラスの数字で高ければ高いほど経営状況は悪化していると言えますものでありますが、本町の場合、水道事業会計の資金不足比率の計算の結果がマイナス190.35%で、また7ページに記載してあるとおり、観瀾亭等特別会計及び下水道事業特別会計の資金不足比率の計算の結果は、ともに分母の資金不足額がゼロでありますので、分母の事業の規模に関係なくゼロとなっております。このことから、本町の

水道会計、観瀾亭等会計及び下水道会計は、資金不足は生じていないということになります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 報告第9号から報告第10号までの説明が終わりました。報告事項について、質疑があれば受けたいと思います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、質疑を終わります。

報告を終わります。

本日の日程は、すべて終了しました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会とします。

再開は、9月10日午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後1時58分 散 会